

令和7年 No.49

○東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

懲戒の対象行為を行った学生に対し、直ちに謹慎を命ずる場合の条件の追加並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

○東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部を改正する細則の制定

改正理由

刑法等の改正等による犯罪の名称変更並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年11月13日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第18号

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程（平成19年規程第11号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和7年11月13日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年細則第8号

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部を改正する細則

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則（平成25年細則第1号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部改正について

改正理由：懲戒の対象行為を行った学生に対し、直ちに謹慎を命ずる場合の条件の追加並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 (懲戒の種類及び効果) 第2条 懲戒の種類及び効果は、次のとおりとする。 (1) 退学 学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めない。 (2) 停学 有期又は無期とし、一定の期間登校を停止すること。 (3) 戒告 文書により注意を与え、将来を戒めること。 〔省略〕 (調査及び審議) 第6条 調査委員会は、速やかに当該事案に係る事実調査及び審議を行う。 2～5 〔省略〕 6 調査委員会は、調査及び審議結果を基に、懲戒の可否及び懲戒を要する場合のその内容について、学生委員会の議を経て学長に報告する。 (懲戒の対象とみなされる行為が判明した場合の措置) 第7条 学長は、<u>前条第6項の報告に基づき、当該事案が退学又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、直ちに謹慎を命ずることができる。</u> 2 <u>前項にかかわらず、学長は、当該事案が退学又は停学の懲戒に該当することが明らかであり、かつ、登校を禁じることが特に必要と認めるときは、あらかじめ学生支援を担当する副学長に協議の上、前条第6項の報告前に当該学生に対し、直ちに謹慎を命ずることができる。</u> 〔省略〕 (再審査) 第11条 懲戒処分を受けた学生は、新事実の発見その他の正当な理由がある場合には、懲戒処分書を受け取った日の翌日から60日以内にその証拠となる資料を添えて、再審査を再審査請求書（東京学芸大学学生の懲戒等実施細則（平成25年細則第1号。以下「学生懲戒等実施細則」という。）別紙様式3）により学長に請求することができる。		〔省略〕 (懲戒の種類及び効果) 第2条 懲戒の種類及び効果は、次のとおりとする。 (1) 退学 学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めない。 (2) 停学 有期又は無期とし、一定の期間登校を停止すること。 (3) 戒告 文書により注意を与え、将来を戒めること。 〔省略〕 (調査及び審議) 第6条 調査委員会は、速やかに当該事案に係る事実調査及び審議を行う。 2～5 〔省略〕 6 調査委員会は、調査及び審議結果を基に、懲戒の可否及び懲戒を要する場合のその内容について、学生委員会の議を経て学長に報告する。 (懲戒の対象とみなされる行為が判明した場合の措置) 第7条 学長は、<u>第6条第6項の報告に基づき、当該事案が退学又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、直ちに謹慎を命ずることができる。</u> 〔省略〕 (再審査) 第11条 懲戒処分を受けた学生は、新事実の発見その他の正当な理由がある場合には、懲戒処分書を受け取った日の翌日から60日以内にその証拠となる資料を添えて、再審査を再審査請求書（東京学芸大学学生の懲戒等実施細則__別紙様式3）により学長に請求することができる。	

2～5 〔省略〕 〔省略〕 (その他) 第15条 〔省略〕 (1)～(7) 〔省略〕 2 学長は、処分を受けた学生が所属する校内学生団体（学生で組織する団体）において、当該事案との関わりが認められた場合は、該当学生団体に対し、<u>学生懲戒等実施細則第7条に規定する処分又は学生懲戒等実施細則第8条に規定する教育的指導</u>を行うことができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年11月13日から施行する。</u>	2～5 〔省略〕 〔省略〕 (その他) 第15条 〔省略〕 (1)～(7) 〔省略〕 2 学長は、処分を受けた学生が所属する校内学生団体（学生で組織する団体）において、当該事案との関わりが認められた場合は、該当学生団体に対し、<u>解散、活動停止、嚴重注意の処分</u>を行うことができる。 〔省略〕
---	---

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部改正について

改正理由：刑法等の改正等による犯罪の名称変更並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この細則は、東京学芸大学学生の懲戒に関する規程（平成19年規程第11号。以下「学生懲戒規程」という。）第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。 (懲戒の要否の決定) 第2条 〔省略〕 (1)～(2) 〔省略〕 2 懲戒の内容及び程度の決定は、「懲戒処分の標準例」（別表）による。 3 「懲戒処分の標準例」に掲げられていない非違行為は、「懲戒処分の標準例」を参考にして決定する。 〔省略〕 (学生が所属する学内学生団体への処分) 第7条 学生懲戒規程第15条第2項に基づき、当該行為の態様及び結果において、当該行為学生が所属する学内学生団体（学生で組織する団体）の関わりが認められた場合、当該学生団体に対し、次の処分を行うことができる。 (1) 〔解 散〕 当該学生団体の関わりが強く、非違行為が極めて悪質で、結果の重大性や本学の教育又は社会に及ぼす影響が大きいとき (2) 〔活動停止〕 当該学生団体の関わりが大きく、非違行為が悪質で、結果の重大性や本学の教育又は社会に及ぼす影響があるとき (3) 〔訓 告〕 当該学生団体の関わりがあり、非違行為が悪質であるが、本学の教育又は社会に及ぼす影響が認められないとき 2～6 〔省略〕 (その他の教育的指導) 第8条 学長は、懲戒処分のほか必要があると認めたときは、当該学生及び学生団体に対して奉仕活動等の教育的指導を命ずることができる。 2 非違行為が懲戒処分に至らない場合でも、非違行為を行った学生に対し、当該学生の所属する学系等（専攻科、各研究科）の教授会等が必要と認めたときは、当該学系等の長が口頭又は文書により厳重注意を行うことができる。 〔省略〕	(趣旨) 第1条 この細則は、東京学芸大学学生の懲戒に関する規程（以下「学生懲戒規程」という。）第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。 (懲戒の要否の決定) 第2条 〔省略〕 (1)～(2) 〔省略〕 2 懲戒の内容及び程度の決定は、「懲戒処分の標準例」（別表）による。 3 「懲戒処分の標準例」に掲げられていない非違行為は、「懲戒処分の標準例」を参考にして決定する。 〔省略〕 (学生が所属する学内学生団体への処分) 第7条 学生懲戒規程第15条第2項に基づき、当該行為の態様及び結果において、当該行為学生が所属する学内学生団体（学生で組織する団体）の関わりが認められた場合、当該学生団体に対し、次の処分を行うことができる。 (1) 〔解 散〕 当該学生団体の関わりが強く、非違行為が極めて悪質で、結果の重大性や本学の教育又は社会に及ぼす影響が大きいとき (2) 〔活動停止〕 当該学生団体の関わりが大きく、非違行為が悪質で、結果の重大性や本学の教育又は社会に及ぼす影響があるとき (3) 〔訓 告〕 当該学生団体の関わりがあり、非違行為が悪質であるが、本学の教育又は社会に及ぼす影響が認められないとき 2～6 〔省略〕 (その他の教育的指導) 第8条 学長は、懲戒処分のほか必要があると認めたときは、当該学生及び学生団体に対して奉仕活動等の教育的指導を命ずることができる。 2 非違行為が懲戒処分に至らない場合でも、非違行為を行った学生に対し、当該学生の所属する学系等（専攻科、各研究科）の教授会等が必要と認めたときは、当該学系等の長が口頭又は文書により厳重注意を行うことができる。 〔省略〕

別表(第2条関係)

懲戒処分の標準例

学生の懲戒に関する規程第3条における懲戒の対象行為		懲戒処分等の種類
〔省略〕		
犯罪行為… 刑法犯等	殺人、強盗、 <u>不同意性交等</u> 、誘拐、放火、傷害等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	暴行、傷害、万引き、その他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺	退学又は停学
	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、違法薬物・脱法薬物（脱法ハーブ、脱法ドラッグ）、向精神薬等の犯罪（不正所持、使用、売買又はその仲介、及び薬物となりうる植物の栽培）等	退学又は停学
	賭博	退学、停学又は戒告
	痴漢行為（のぞき見、 <u>性的な姿態を撮影する行為等を含む。以下同じ。</u> ）、わいせつ行為（不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう。 <u>以下同じ。</u> ）又はストーカー行為で極めて悪質な犯罪行為	退学
	痴漢行為、わいせつ行為又はストーカー行為等の規制に関する法律に抵触する行為	停学又は戒告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で極めて悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正又は不適切な使用	停学又は戒告

別表(第2条関係)

懲戒処分の標準例

学生の懲戒に関する規程第3条における懲戒の対象行為		懲戒処分等の種類
〔省略〕		
犯罪行為… 刑法犯等	殺人、強盗、 <u>強姦</u> 、誘拐、放火、傷害等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	暴行、傷害、万引き、その他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺	退学又は停学
	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、違法薬物・脱法薬物（脱法ハーブ、脱法ドラッグ）、向精神薬等の犯罪（不正所持、使用、売買又はその仲介、及び薬物となりうる植物の栽培）等	退学又は停学
	賭博	退学、停学又は戒告
	痴漢行為（のぞき見、 <u>盗撮行為等を含む。</u> ）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう。）又はストーカー行為で極めて悪質な犯罪行為	退学
	痴漢行為、わいせつ行為又はストーカー行為等の規制に関する法律に抵触する行為	停学又は戒告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で極めて悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正又は不適切な使用	停学又は戒告

	その他法令に反する行為	退学, 停学又は戒告		その他法令に反する行為	退学, 停学又は戒告
〔省略〕			〔省略〕		
〔省略〕			〔省略〕		
<u>附 則</u> <u>この細則は、令和7年11月13日から施行する。</u>					